

令和三年秋田県議会第二回定例会会議録

第五号

議事日程第五号

令和三年十月七日（木曜日）

午後一時開議

- | | | | |
|-------------|-----------------------------------|----------------------|---|
| 第一、議案第一七〇号 | 秋田県公害審査会の委員の任命について | 第一六、議案第一八一号 | 工事請負契約の締結について |
| 第二、議案第一七一号 | 秋田県収用委員会の委員の任命について | 第一七、議案第一八二号 | 工事請負契約の締結について |
| 第三、議案第一六八号 | 令和三年度秋田県一般会計補正予算（第五号） | 第一八、議案第一八三号 | 工事請負契約の締結について |
| 第四、議案第一六九号 | 令和三年度秋田県中小企業設備導入助成資金特別会計補正予算（第一号） | 第一九、議案第一八四号 | 工事請負契約の締結について |
| 第五、認定第一号 | 令和二年年度秋田県公営企業会計決算の認定について | 第二〇、議案第一八五号 | 交通事故に係る和解について |
| 第六、認定第二号 | 令和二年年度秋田県公営企業会計決算の認定について | 第二一、議案第一八六号 | 交通事故に係る和解について |
| 第七、議案第一七三号 | 秋田県公害防止条例の一部を改正する条例案 | 第二二、議案第一八七号 | 交通事故に係る和解について |
| 第八、議案第一七四号 | 公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例案 | 第二三、議案第一八八号 | 交通事故に係る和解について |
| 第九、議案第一七六号 | 工事請負契約の締結について | 第二四、議案第一八九号 | 交通事故に係る和解について |
| 第一〇、議案第一七二号 | 秋田県民会館条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案 | 第二五、議案第一九一号 | 秋田県議会委員会条例の一部を改正する条例案 |
| 第一一、議案第一七七号 | 令和二年年度秋田県公営企業会計未処分利益剰余金の処分について | 第二六、議案第一九二号 | 秋田県議会会議規則の一部を改正する規則案 |
| 第一二、議案第一七五号 | 下水道法施行条例の一部を改正する条例案 | 第二七、請願審査の件 | |
| 第一三、議案第一七八号 | 交通事故に係る和解について | 請願第四五号 | 沖縄県名護市辺野古新基地建設工事中止を求め意見書の提出について |
| 第一四、議案第一七九号 | 令和二年年度秋田県公営企業会計未処分利益剰余金の処分について | 請願第四六号 | 私学助成に関する意見書の提出について |
| 第一五、議案第一八〇号 | 財産の取得について | 第二八、意見書案第三号 | 豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書 |
| | | 第二九、意見書案第四号 | 国土強靱化の強力な推進に必要な予算の確保を求める意見書 |
| | | 第三〇、意見書案第二号 | 私学助成の充実強化等に関する意見書 |
| | | 第三一、意見書案第五号 | 沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を沖縄県名護市辺野古における新基地建設工事に使用しないよう求める意見書 |
| | | 第三二、決議案第一号 | 公共事業の県内業者への優先的発注及び地元産品の優先使用を求める決議 |
| | | 第三三、臨時的に設ける協議等の場設置の件 | |
| | | 第三四、議員派遣の件 | |

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

午後一時開議

本日の出席議員

一	小野一彦	四十二名
二	鳥井修彦	
三	島田薫	
四	住谷達彦	
五	薄井司	
六	吉方清彦	
七	鈴木真実	
八	杉本俊比古	
九	加藤麻里	
十	佐藤正一郎	
十一	佐藤信喜	
十二	高橋武浩	
十三	石川ひとみ	
十四	東海林幸洋	
十五	原幸子	
十六	近藤健一郎	
十七	佐藤賢一郎	
十八	三浦英一	
十九	鈴木洋一	
二十	川口洋一	
二十一	北林康司	
二十二	本日欠席議員	
二十三	竹下博英	

二	松田豊臣	二番
三	瓜生望	四番
四	宇佐見康人	六番
五	児玉政明	八番
六	加賀屋千鶴子	十番
七	小山緑郎	十二番
八	佐々木雄太	十四番
九	鈴木健太	十六番
十	小原正晃	十八番
十一	三浦茂人	二十番
十二	今川雄策	二十二番
十三	北林丈正	二十五番
十四	石田寛	二十八番
十五	渡部英治	三十番
十六	工藤嘉範	三十二番
十七	加藤欽一	三十四番
十八	小松隆明	三十六番
十九	土谷勝悦	三十八番
二十	柴田正敏	四十番
二十一	鶴田有司	四十二番

地方自治法第二百一十一条による出席者

知事	佐竹敬久
副知事	神部秀行
副知事	猿田和三
理事	陶山さなえ
総務部長	松本欣也
総務部危機管理監(兼)広報監	土田元
企画振興部長	鶴田嘉裕
あきた未来創造部長	小野正則
観光文化スポーツ部長	嘉藤正和
健康福祉部長	佐々木薫
生活環境部長	柳田高人
農林水産部長	佐藤幸盛
産業労働部長	佐藤徹
建設部長	佐藤秀治
会計管理者(兼)出納局長	奈良聡
財政課長	村田詠吾

教育委員会教育長 安田 浩幸
警察本部長 久田 誠

●議長（柴田正敏議員） これより本日の会議を開きます。

諸般の報告は、お手元に配付してあります議長報告のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

議 長 報 告 （朗読省略）

一、十月六日、議会運営委員長から次の議案が提出された。

- (1) 議案第一九一号 秋田県議会委員会条例の一部を改正する条例案
 - (2) 議案第一九二号 秋田県議会会議規則の一部を改正する規則案
- 一、十月六日、次の議案について予算特別委員長から審査報告書が提出された。

(1) 議案第一六八号 (2) 同 第一六九号

一、十月六日、次の議案について福祉環境委員長から審査報告書が提出された。

- (1) 議案第一七三号 (2) 同 第一七四号
- (3) 同 第一七六号

一、十月六日、次の議案等について産業観光委員長から審査報告書が提出された。

- (1) 認定第一号 (2) 議案第一七二号
- (3) 同 第一七七号

一、十月六日、次の議案について建設委員長から審査報告書が提出された。

- (1) 認定第二号 (2) 議案第一七五号
- (3) 同 第一七八号 (4) 同 第一七九号
- (5) 同 第一八〇号

一、十月六日、次の議案について教育公安委員長から審査報告書が提出さ

れた。

- (1) 議案第一八一号 (2) 同 第一八二号
- (3) 同 第一八三号 (4) 同 第一八四号
- (5) 同 第一八五号 (6) 同 第一八六号
- (7) 同 第一八七号 (8) 同 第一八八号
- (9) 同 第一八九号

一、十月六日、次の委員長から請願審査報告書が提出された。

総務企画委員長
教育公安委員長

一、関係委員会における請願の審査の結果は、別紙「請願審査結果表」とおりである。

一、十月七日、福祉環境委員長から次の意見書案が提出された。

- (1) 意見書案第三号 豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書
- 一、十月七日、建設委員長から次の意見書案が提出された。

- (1) 意見書案第四号 国土強靱化の強力な推進に必要な予算の確保を求め意見書

一、十月七日、教育公安委員長から次の意見書案が提出された。

- (1) 意見書案第二号 私学助成の充実強化等に関する意見書
- 一、十月七日、石川ひとみ議員、加藤麻里議員から次の意見書案が提出された。

- (1) 意見書案第五号 沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を沖縄県名護市辺野古における新基地建設工事に使用しないよう求める意見書

一、十月七日、建設委員長から次の決議案が提出された。

- (1) 決議案第一号 公共事業の県内業者への優先的発注及び地元産品の優先使用を求める決議

一、臨時的に設ける協議等の場に関する申出のあったものは、別紙「臨時的に設ける協議等の場に関する申出書」とおりである。

一、議員の派遣に関する依頼のあったものは、別紙「議員派遣一覧」とおりである。

一、十月四日、監査委員から例月出納検査の結果に関する報告があり、十月五日、各議員に配付した。

一、本会期中における審査継続の申出があった請願は、次のとおりである。

教育公安委員会

- (1) 請願第七号 義務教育費国庫負担制度二分の一復元をはかるための政府予算に係る意見書採択に関する請願について
- (2) 請願第一一号 秋田県立西目高等学校再編整備に係る請願について

【令和三年第二回定例会（九月議会）請願審査

（委員会）結果表は巻末に登載】

臨時的に設ける協議等の場に関する申出書は巻末に登載

議員派遣一覧

一 第二十一回都道府県議会議員研究交流大会

(1) 派遣の目的 第二十一回都道府県議会議員研究交流大会に出席のため

(2) 派遣期間 令和三年十一月十五日（月）～十六日（火）

(3) 派遣地 東京都ほか

(4) 派遣議員 北林康司議員、鶴田有司議員、川口一議員、

佐藤賢一郎議員、近藤健一郎議員、北林丈正議員、

鈴木健太議員、杉本俊比古議員、佐々木雄太議員、

鈴木真実議員、小山緑郎議員、児玉政明議員、

住谷達議員、宇佐見康人議員、瓜生望議員、

東海林洋議員、鳥井修議員、石田寛議員、

小原正晃議員、薄井司議員、松田豊臣議員、

鈴木洋一議員

例月出納検査報告書

登載省略

●議長（柴田正敏議員） お諮りします。日程第一及び日程第二の議案二件は、いずれも委員会付託を省略し、直ちに本会議において審議することと御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（柴田正敏議員） 御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

日程第一、議案第七十号秋田県公害審査会の委員の任命について、日程第二、議案第七十一号秋田県収用委員会の委員の任命について、以上二件を一括議題といたします。

議案第七十号は、秋田県公害審査会の委員として安倍幸治氏、阿部千鶴子氏、小野寺倫子氏、嵯峨宏氏、佐藤悟氏、鈴木ルリ子氏、寺沢修平氏、野村恭子氏、吹谷由美子氏及び福嶋孝子氏を任命するため、議案第七十一号は、秋田県収用委員会の委員として面山恭子氏及び千田幸紀氏を任命するため、議会の同意を得ようとするものであります。

お諮りしますが、上程の議案二件は、いずれも趣旨説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（柴田正敏議員） 御異議ないものと認めます。

起立により採決いたします。

まず、議案第七十号について、起立により採決いたします。本案は、同意することに賛成の方、御起立願います。

【賛成者起立】

●議長（柴田正敏議員） 起立者全員であります。よって、議案第七十号は同意されました。

次に、議案第七十一号について、起立により採決いたします。本案は、同意することに賛成の方、御起立願います。

【賛成者起立】

●議長（柴田正敏議員） 起立者全員であります。よって、議案第七十一号は同意されました。

次に、日程第三、議案第六十八号から日程第二十四、議案第八十九号までの議案二十件、認定二件を一括議題といたします。

関係委員長の報告を求めます。まず、予算特別委員長の報告を求めます。

【三十一番（予算特別委員長原幸子議員）登壇】

●予算特別委員長（原幸子議員） ただいま議題となりました案件について、予算特別委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会において審査した案件は、議案第六十八号令和三年度秋田県一般会計補正予算第五号、議案第六十九号令和三年度秋田県中小企業設備導入助成資金特別会計補正予算第一号、以上二件であります。

今回の一般会計補正予算案は、百十六億三百八十四万円の増額であり、これにより、補正後の予算総額は、六千六百六十九億七千六百三十一万円となります。

また、秋田県中小企業設備導入助成資金特別会計補正予算案は、三千二百七十七万円の増額であり、これにより、補正後の予算総額は、一億五千三百十九万円となります。

今回の補正予算案は、新型コロナウイルス感染症への対応、「第三期ふるさと秋田元気創造プラン」に基づく事業のほか、公共事業等について計上されております。

審査に当たっては、まず当局から説明を聞き、各分科会及び総括審査においてそれぞれ質疑を行いました。その主な内容について申し上げます。

まず、総務企画分科会では、「徴収取扱費」、「Aターン就職促進事

業」などに関して、それぞれ質疑がありました。

また、福祉環境分科会では、「新型コロナウイルス感染症軽症者等受入施設整備事業」などに関して、それぞれ質疑がありました。

また、農林水産分科会では、「業務用米生産拡大支援事業」などに関して、それぞれ質疑がありました。

また、産業観光分科会では、「秋田新幹線新仙岩トンネル整備促進事業に係る債務負担行為の設定」、「かがやく未来型中小企業応援事業」などに関して、それぞれ質疑がありました。

また、建設分科会では、「設計積算及び電算化調査費」などに関して、それぞれ質疑がありました。

また、教育公安分科会では、「世界遺産環境整備調査事業」などに関して、それぞれ質疑がありました。

次に、総括審査について申し上げます。

はじめに、「新型コロナウイルス感染症への今後の対応について」であります。

各市町村では、希望者に対するワクチン接種を十一月末までに完了できるように進めているところであるが、一部の市町村では、要望どおりワクチンが供給されていない状況にあることから、県が主導して、各市町村の在庫を調整し、ワクチンを融通し合うなどの体制の構築を行うべきではないかとただしたのに対し、ファイザー社製のワクチンについては、残念ながら各市町村の希望どおりに、国から供給されている状況にはなっていない。このため、既に接種完了の見通しが立った市町村から近隣の市町村へワクチンを融通するなどの調整が行われているが、全県的なやりとり等については、県が主体的に取り組むことで、十一月末の接種完了を目指したいとの答弁がありました。

これについてさらに、ファイザー社製のワクチンの供給が不足している状況を踏まえ、今後、モデルナ社製ワクチンに切り替えることになる場合、保管方法の違いや、ワクチン接種を受ける側の不安など、課題も

多い。ワクチンの切替えによって混乱を来さぬよう、市町村や県民に対し、適切に情報提供する必要があると考えるがどうかとただしたのに対し、モデルナ社製のワクチンに切り替える場合には、ファイザー社製とは保管庫も異なることから間違いのないよう、接種会場を分けるなどの対応を考える必要がある。また、ファイザー社製ワクチンに比べ、副反応の発生頻度が若干高いと言われているが、大部分が数日以内に回復していることや、諸外国でも安全性は確認されていることなどを、県民に分かりやすく伝えてまいりたいとの答弁がありました。

次に、「米価の下落対策」についてであります。

コロナ禍とはいえ、一旦、米の需要が大きく落ち込むと、需給バランスの改善に時間を要し、いわゆる「低米価時代」に突入することになる。このような中、米価下落による減収に対し、県では当面、既存の公庫資金等に対応することであるが、今後の状況によっては、更なる対策の検討を進めるべきではないかとただしたのに対し、今年の概算金の水準は、経費を考えると、生産の大宗を担う五ヘクタール以上の農家では再生産を確保できるが、仮に一万円を割り込むことになると厳しくなる。このため、更なる生産の低コスト化を図るとともに、国に対してセーフティネットの充実や、過剰在庫の処理など、必要な措置を求めてまいりたいとの答弁がありました。

また、米の需要が低下している中で、来年、サキホコレが本格デビューしていくことになるが、全国の市場の動向を踏まえ、あきたこまちを中心とした主食用米の需給調整をしっかりと行うなど、秋田米全体の生産販売戦略が重要であると考え、県ではどのように取り組んでいくのかとただしたのに対し、サキホコレは、大変厳しい状況の中でデビューすることになるが、トップブランドの地位を確立できるように、品質の維持はもとより、消費者の認知度向上に取り組んでまいりたい。また、米の需給調整を進めるためには、加工用米や飼料用米を作付しても、主食用米と同等の収入を得られるようにする必要があるので、その

ための助成に必要な財源措置について、国に対し強く働きかけてまいりたいとの答弁がありました。

そのほか、「あきた芸術劇場の整備について」、「秋田新幹線新仙岩トンネル整備計画について」、「秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例仮称について」などに関して、それぞれ質疑がありました。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、議案第百六十八号は賛成多数をもって、議案第百六十九号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

以上、報告申し上げます。

●議長（柴田正敏議員） 福祉環境委員長の報告を求めます。

【十一番（福祉環境委員長吉方清彦議員）登壇】
福祉環境委員長（吉方清彦議員） ただいま議題となりました、議案第百七十三号、議案第百七十四号及び議案第百七十六号、以上三件について、福祉環境委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会に付託されました議案第百七十三号は、水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令において、経過措置として定められた排水基準の適用期間の終了により、秋田県公害防止条例で定める排水基準に係る規定の整備を行うおとするものであります。

議案第百七十四号は、公衆浴場の風紀の保持を図るため、混浴を制限する年齢を引き下げようとするものであります。

議案第百七十六号は、新複合化相談施設建築工事の工事請負契約を締結しようとするものであります。

審査に当たっては、当局からそれぞれ説明を聞き、質疑を行い、討論なく、採決の結果、議案第百七十三号外二件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、所管事項審査における主な質疑について申し上げます。

生活環境部関係の「第三次秋田県動物愛護管理推進計画案」についてであります。

犬猫の「殺処分ゼロ」に向けて、飼い主の意識を変えていくためには、行政側が犬猫を簡単には引き取らないという姿勢も重要であると考え。他県では、犬猫の殺処分に飼い主の立会いを求める取組を通して、飼い主の意識が変わり、自ら犬猫の譲渡先を探したり、命の大切さを再認識したりするようになったという事例があることから、そうした考え方も取り入れるべきと考えるがどうかとたまたまの対し、本県でも、旧動物管理センターにある、殺処分に使用していた設備の見学などを通して、殺処分の現実を伝える取組を実施している。「殺処分ゼロ」に向けては、動物愛護センターに持ち込まれる犬猫を減らすことと、その譲渡を増やしていくことが重要であるため、他県の事例も参考にしながら、飼い主が最後まで責任を持って飼育することを啓発するとともに、ボランティアと連携した譲渡体制の強化などを進めてまいりたいとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

●議長（柴田正敏議員） 産業観光委員長の報告を求めます。

【二十三番（産業観光委員長高橋武浩議員）登壇】

●産業観光委員長（高橋武浩議員） ただいま議題となりました、認定第一号、議案第七十二号及び議案第七十七号、以上三件について、産業観光委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会に付託されました認定第一号は、令和二年度における電気事業会計及び工業用水道事業会計の決算の認定について、議会の議決を求めようとするものであります。

議案第七十二号は、あきた芸術劇場の設備を使用する者から使用料を徴収する必要があることから、設備の使用料の額等を改正しようとするものであります。

議案第七十七号は、地方公営企業法第三十二条第二項の規定に基づき、令和二年度に生じた電気事業会計の未処分利益剰余金の処分について、議会の議決を求めようとするものであります。

審査に当たっては、当局からそれぞれ説明を聞き、質疑を行い、討論なく、採決の結果、認定第一号は、全会一致をもって認定すべきものと、議案第七十二号及び議案第七十七号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、所管事項審査における主な質疑について申し上げます。

はじめに、観光文化スポーツ部のあきた芸術劇場整備事業の工期の延長等についてであります。

今年一月に判明した地盤不良や地中の障害物撤去への対応について、前回六月議会で報告がなく、かき増し経費などの具体的な説明がない中、十二月議会で継続費が変更される予定とのことであるが、総事業費二百五十四億円の巨費を投資する事業であり、内容を精査中だとしても、工期の延長に至った状況や費用について、その都度、速やかに説明すべきでないかとたまたまの対し、地盤不良等への対応については、工期内の完成に向け、設計業者等と工法の検討や工程を鋭意調整してきたが、結果的に、外構工事の一部工事について、遅れが生じることとなったため、今議会での説明となったものである。現在、工期延長に係る経費を含め、工事費全体の精査を行っており、開館に向けて、工事を進めてまいりたいとの答弁がありました。

次に、産業労働部関係における「大変革の時代」新秋田元氣創造プラン」の骨子案についてであります。

選択・集中プロジェクトの中に、「賃金水準の向上」を挙げているが、賃金レベルをいつまでに、どこまで引き上げるかなどの具体的な目標がない。東北六県や人口規模が近い県と比較し、実現性の高い具体的な数字を目指していくべきではないかとたまたまの対し、本県の賃金水準は、東京圏に比べて低く、その水準まで直ちに引き上げることは難しいと認識している。何年で、どれくらいの水準を目指していくのか、全体を底上げしていくのか、高水準の企業をさらに伸ばしていくのかなども含めて、公労使会議でも議論を続けているほか、現在、約千社にアン

ケート調査を行っており、その結果を、今後肉付けされていく「新秋田元氣創造プラン」の施策に反映させていきたいと考えているとの答弁がありました。

これについてさらに、産業振興を支える投資の拡大として、企業立地の促進を目指しているが、誘致企業の大半は本社が県外にあり、撤退すればそれで終わる。誘致も大事だが、地場産業の育成も同様に大事であることから、新たなプランに反映するべきではないか。また、賃金水準の向上につながる産業構造の転換を促進させていくことも織り込むべきでないかとただしたのに対し、企業立地には、誘致企業のほか、地元企業の新增設を含めて支援してきており、今後も規模拡大を含め、県内産業を強化し、賃金水準の向上につなげてまいりたい。また、アフターコロナに想定される産業構造の変化を見据え、重層的で力強い県内産業が形づくられるよう取り組んでまいりたいとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

議長（柴田正敏議員） 建設委員長佐藤信喜議員の報告を求めます。

【二十一番（建設委員長佐藤信喜議員）登壇】
建設委員長（佐藤信喜議員） たいま議題となりました、認定第二号、議案第七十五号、議案第七十八号、議案第七十九号及び議案第八十号、以上五件について、建設委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会に付託されました認定第二号は、令和二年度における下水道事業会計の決算の認定について、議会の議決を求めようとするものであります。

議案第七十五号は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律による下水道法の一部改正に伴い、所要の規定を整理しようとするものであります。

議案第七十八号は、公用車の交通事故について、相手方と和解するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第七十九号は、地方公営企業法第三十二条第二項の規定に基づき、令和二年度に生じた下水道事業会計の未処分利益剰余金の処分について、議会の議決を求めようとするものであります。

議案第八十号は、大館能代空港の除雪体制の整備を図るため、空港用高速ロータリー除雪車を買入れしようとするものであります。

審査に当たっては、当局から説明を聞き、質疑を行いました。その主な内容について申し上げます。

認定第二号令和二年度秋田県公営企業会計決算の認定についてであります。

下水道事業会計の決算における流動比率について、令和二年度秋田県公営企業会計決算審査意見書の中で、「流動比率は、一〇〇%を下回っているものの、全国平均より十五・六ポイント高い八五・七%となっている。」とのことだが、これは、一年以内に現金化できる資産と一年以内に返済すべき負債の比率なので、場合によっては資金ショートが起きる可能性があると思うが、この点についてはどのように評価しているかとただしたのに対し、下水道事業会計は、関連市町村からの維持管理負担金や長期前受金戻入など、収入の手段が確定しているため、資金不足になる可能性は低く、ほかの指標と合わせて総合的に評価した結果、会計上はおおむね良好だという判断をしている。また、公営企業会計に移行したのが、令和二年度からであるため、流動比率は一〇〇%を下回っているが、今後、内部留保資金が徐々に蓄積されることにより比率は改善されるものと見込んでいるとの答弁がありました。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、認定第二号は、全会一致をもって認定すべきものと、議案第七十五号外三件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、所管事項審査における主な質疑について申し上げます。
建設部関係の「盛土による災害防止に向けた取組について」であります。

七月の熱海市における土石流災害の要因の一つとして、排水設備の不備が挙げられているが、県が独自で行った緊急点検の際には、排水設備は健全であったのか、また、異常が確認された場合はどのような対応を行ったのかとただしたのに対し、県では、大規模盛土造成地のうち、土石流に影響を及ぼす可能性がある三か所と、盛土のある林地開発を許可した三十八か所について、七月に緊急点検を実施し、一部、表面排水に土砂の堆積が確認されたものの、法面の変状や排水不備による異常な出水等は確認されず、堆積した土砂については、点検後速やかに除去したとの答弁がありました。

これに対し、さらに、現在進めている総点検では、盛土を行う際の手続内容と現地状況が一致しているかを確認するとあるが、現地では、具体的にどのような確認するかとただしたのに対し、総点検では、現地で目視により、許可・届出時の資料と実際の盛土の形状や面積等が一致しているか、確認することとしている。また、盛土自体の安全性には、使われた材料や施工方法が影響すると考えており、全国統一の基準・規制を設けることが重要であることから、国における新たな法整備の動向に注視しつつ、総点検を着実に進めていくとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

●議長（柴田正敏議員） 教育公安委員長の報告を求めます。

●【二十二番（教育公安委員長今川雄策議員）登壇】
教育公安委員長（今川雄策議員） ただいま議題となりました、議案第百八十一号、議案第百八十二号、議案第百八十三号、議案第百八十四号、議案第百八十五号、議案第百八十六号、議案第百八十七号、議案第百八十八号及び議案第百八十九号、以上九件について、教育公安委員会における審査の経過と結果を報告申し上げます。

本委員会に付託されました議案第百八十一号は、大曲高等学校校舎棟建築工事について、工事請負契約を締結しようとするものであります。

議案第百八十二号から議案第百八十四号までの三件は、運転免許セン

ター・交通機動隊庁舎棟の建築工事、電気設備工事及び機械設備工事について、工事請負契約を締結しようとするものであります。

議案第百八十五号から議案第百八十九号までの五件は、公用車の交通事故について、相手方と和解するため、議会の議決を求めようとするものであります。

審査に当たっては、当局からそれぞれ説明を聞き、質疑を行いました。その主な内容について申し上げます。

警察本部関係における議案第百八十二号から議案第百八十四号までの「運転免許センター・交通機動隊庁舎棟の建築工事、電気設備工事及び機械設備工事に係る工事請負契約」についてであります。

運転免許センターは、多くの県民が利用する施設であるが、交通アクセスも含め、不便だとの声もある。今回の改築工事に当たって、どのように利便性を高めるのかとただしたのに対し、運転免許センターへの交通アクセスに関しては、現在、道路上に設置されているバス停留所の敷地内への移設を検討しており、これによって、利用者の安全確保と利便性の向上、さらには、これまでのバス停留に伴う交通の滞留解消を図りたいと考えている。このほか、利用者に配慮した動線の設計やエレベーター、エスカレーターを設置なども計画しており、バリアフリー化も含めた更なる利便性の向上に努めてまいりたいとの答弁がありました。

質疑を終了し、討論なく、採決の結果、議案第百八十一外八件は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。次に、所管事項審査における主な質疑について申し上げます。
教育委員会関係の「学校における新型コロナウイルス感染症への対応」についてであります。

変異ウイルスの流行に伴い、児童生徒の感染事例が増えていることを受け、希望する全ての県内市町村教育委員会及び県立学校へ国から抗原検査キットが配布されることだが、実際の希望状況はどうなっているか。また、配布を希望しない学校がある場合、どういった理由で希望

しないのかとただしたのに対し、文部科学省の配布する抗原検査キットは使用条件が厳しく、特に、検査を実施する際に教職員が立ち会わなければならないことから、教職員の負担の増加に加え、感染リスクを懸念する学校医の意見もあり、多くの学校では配布の希望を見送っている状況である。そうした中においても、高等学校では就職活動や入学試験等で他県との往来機会が増えることから、これまで実施してきた全国大会等に出場する児童生徒等を対象としたPCR検査の実施に加え、各学校の予算で抗原検査キットを準備し、全ての学校において、就職活動等で他県と往来する生徒が安心して活動できる体制を築いてまいりたいとの答弁がありました。

以上、報告申し上げます。

●議長（柴田正敏議員） 以上で関係委員長の報告は終わりました。

関係委員長に対する質疑を行います。ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（柴田正敏議員） 質疑はないものと認めます。

討論を行います。

十番加賀屋千鶴子議員から討論の通告がありますので、発言を許します。

【十番（加賀屋千鶴子議員）登壇】

●十番（加賀屋千鶴子議員） 日本共産党の加賀屋千鶴子です。

ただいま議題となりました、議案第百六十八号令和三年度秋田県一般会計補正予算第五号について、反対の立場から討論を行います。

この予算には、秋田新幹線新仙岩トンネル整備に向け、JR東日本が実施する地質調査等に要する経費について、折半し、県が一億四千八百五十万円を負担するための債務負担行為が盛り込まれています。

秋田新幹線は、本県にとって大変重要な鉄道であり、利用者の安全確保が図られることは大事です。また、整備された後は、県民や県内の地域がその恩恵を受けることは理解します。しかし、「新仙岩トンネル」

整備は、JR東日本の構想です。その構想を事業化するためにかかる調査費については、JR東日本が自らの責任で行うべきものです。その上で、県など地方自治体や国に協力を求めるというのが筋ではないでしょうか。

交通事業は、公益性、公共性の高い事業ですが、一民間企業の事業に公費を投入しようと提案しているのですから、県は明確な根拠を示す必要があります。総括審査において、知事は「県としてJR東日本と一緒に国に求めていく姿勢だ」と話しましたが、これが二分の一を負担する根拠にはなりません。明確な説明はなかったと思います。

県は、二〇一九年度に「秋田新幹線トンネル整備に伴う経済波及効果分析等調査」をまとめました。このまとめを見ても、負担について納得できるものではありませんでした。総括審査でも述べたように、この内容には疑問や不満があります。県民にとって必要な情報については、JR東日本に求め、県民に示す必要があります。また、県の事業化したいという意向を強く反映させた結果、信頼性を欠く内容になったのではありませんか。県民の理解を得て進めたいのであれば、これらの点は改める必要があります。

大事な県民の税金です。本来、JR東日本が負担すべきものに、県が一億八千四百五十万円を負担するために債務負担行為を設定するということには賛成できません。この予算を含む補正予算には反対です。

以上で私の討論を終わります。御清聴ありがとうございました。

●議長（柴田正敏議員） 以上をもちまして、通告者の発言は終了いたしました。

討論は終局したものと認めます。

採決いたします。まず、議案第百六十八号及び議案第百七十二号、以上二件を一括し、起立により採決いたします。以上の議案二件は、いずれも原案のとおり可決することに賛成の方、御起立願います。

【賛成者起立】

●議長（柴田正敏議員） 起立者過半数であります。よって、議案第百六十八号及び議案第百七十二号は、原案のとおり可決されました。

次に、残る議案十八件、認定二件について一括し、採決いたします。以上の議案十八件、認定二件は、いずれも原案のとおり可決及び認定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（柴田正敏議員） 御異議ないものと認めます。議案第百六十九号、議案第百七十三号、議案第百七十四号、議案第百七十六号、議案第百七十七号、議案第百七十五号、議案第百七十八号、議案第百七十九号、議案第百八十号、議案第百八十一号、議案第百八十二号、議案第百八十三号、議案第百八十四号、議案第百八十五号、議案第百八十六号、議案第百八十七号、議案第百八十八号及び議案第百八十九号は、原案のとおり可決、認定第一号及び認定第二号は、認定されました。

次に、日程第二十五、議案第百九十一号及び日程第二十六、議案第百九十二号の議案二件は、いずれも委員会提出に係るものでありますので、直ちに本会議において審議いたします。

日程第二十五、議案第百九十一号秋田県議会委員会条例の一部を改正する条例案、日程第二十六、議案第百九十二号秋田県議会会議規則の一部を改正する規則案、以上二件を一括議題といたします。

お諮りしますが、以上の議案二件は、いずれも趣旨説明、質疑を省略することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（柴田正敏議員） 御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。上程の議案二件は、いずれも原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（柴田正敏議員） 御異議ないものと認めます。議案第百九十一号

及び議案第百九十二号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第二十七、請願審査の件を議題といたします。

お諮りします。請願第四十五号及び請願第四十六号、以上の請願二件は、いずれも委員長の報告及び質疑を省略することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（柴田正敏議員） 御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

まず、請願第四十五号を起立により採決いたします。本請願に対する委員会の決定は、不採択であります。本請願は、採択することに賛成の方、御起立願います。

【賛成者起立】

●議長（柴田正敏議員） 起立者少数であります。よって、請願第四十五号は不採択と決定されました。

次に、請願第四十六号について採決いたします。本請願は、委員会の決定のとおり採択と決定することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（柴田正敏議員） 御異議ないものと認めます。請願第四十六号は採択と決定されました。

次に、日程第二十八、意見書案第三号、日程第二十九、意見書案第四号及び日程第三十、意見書案第二号の意見書案三件は、いずれも委員会提出に係るものでありますので、直ちに本会議において審議いたします。

日程第二十八、意見書案第三号豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書、日程第二十九、意見書案第四号国土強靱化の強力な推進に必要な予算の確保を求める意見書、日程第三十、意見書案第二号私学助成の充実強化等に関する意見書、以上三件を一括議題といたします。

お諮りしますが、各意見書案は、いずれも趣旨説明、質疑を省略する

ことに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（柴田正敏議員） 御異議ないものと認めます。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。各意見書案は、いずれも原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（柴田正敏議員） 御異議ないものと認めます。意見書案第三号、

意見書案第四号及び意見書案第二号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。日程第三十一、意見書案第五号は、委員会付託を省略し、直ちに本会議において審議することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（柴田正敏議員） 御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

日程第三十一、意見書案第五号沖繩戦戦没者の遺骨を含む土砂を沖繩県名護市辺野古における新基地建設工事に使用しないよう求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

【二十七番（石川ひとみ議員）登壇】

●二十七番（石川ひとみ議員） 社会民主党会派の石川ひとみです。

ただいま議題となりました、意見書案第五号沖繩戦戦没者の遺骨を含む土砂を沖繩県名護市辺野古における新基地建設工事に使用しないよう求める意見書の提出者として趣旨説明を行います。

現地で四十年にわたり、沖繩戦遺骨収集ボランティアをしている「ガマフヤー」代表具志堅隆松氏から、七月二十九日付で秋田県議会柴田議長宛てに陳情書が届きました。内容は、人道的見地から、沖繩防衛局による「沖繩県本島南部からの埋立用土砂採取計画」の断念を国に要請することでした。

この計画は、辺野古新基地建設が進められている海域の軟弱地盤が見

つかり、大量の埋立用土砂が必要になったため、本島南部からも土砂の採取を行おうとするものです。

国内で唯一、住民を巻き込んで約三か月にわたる日米両軍の激しい悲惨な地上戦が行われた沖繩で、戦闘に巻き込まれた住民を含めた二十万人を超えるとうとい命が失われました。糸満市摩文仁の平和記念公園内にある「平和の礎」には、国籍や軍人、民間人の区別なく、沖繩戦で亡くなられた本県出身戦没者四百八十五名を含む二十四万一千六百三十二名の氏名が刻銘されています。私も二十年前ほど前に「平和の礎」を訪れ、秋田県の方たちのお名前を目に驚きと感慨深さを覚え、手を合わせてまいりました。

特に、この沖繩南部は太平洋戦争激戦地となったところで、死者の七割がここに眠り、未だ多くの遺骨が見つかっていません。沖繩県外出身者の遺骨も含まれていると言います。

沖繩防衛局は、業者が遺骨の有無を判別し、混入する土砂は埋立てに使用しないとしています。具志堅さんは、戦後七十六年がたち、風化が進み、土砂と一体化してきて「目視で識別は不可能、遺骨を基地の土台にするのは人道に許されない」と訴えています。

国では、平成二十八年に「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」が制定され、遺骨収集が国の責務と位置づけられたほか、令和六年度までを集中実施期間とし、関係行政機関との連携強化や基本計画に基づく遺骨収集の実施について規定しています。それには、一柱でも多くの遺骨を早期に収容又は本邦に送還し、遺族に引き渡すことが国の重要な責務であるとの認識のもと、遺族の心情に鑑み、遺骨の尊厳を損なうことのないよう、丁寧な配慮をしつつ、戦没者の遺骨収集を推進するものとされています。

十月五日付の朝日新聞の報道によれば、本意見書案と同趣旨の意見書が、沖繩県内で十一、沖繩県以外で五十二の地方議会で可決されています。その中には、秋田県にかほ市、藤里町、五城目町、井川町が含まれ

ています。

まずは、陳情書に書かれているように遺骨が含まれている土砂を埋立てに使用しない、また、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」に沿って国が主体となり遺骨収集に全力で取り組み、慰霊を行って遺族のもとにお届けすることが大事ではないでしょうか。亡くなられた方たちや遺族の皆様の心情を察し、この意見書を通すことが今日の平和を享受している私たち日本人の責務と考えます。議員各位におかれましては、御理解をいただき、賛同いただけますよう、よろしくお願いいたします。以上です。

●議長（柴田正敏議員） 提出者に対する質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（柴田正敏議員） 質疑はないものと認めます。

討論を行います。

二十八番石田寛議員から討論の通告がありますので、発言を許します。

【二十八番（石田寛議員）登壇】

●二十八番（石田寛議員） 立憲民主党の石田寛です。

ただいま議題になりました、意見書案第五号沖縄戦戦没者の遺骨を含む土砂を沖縄県名護市辺野古における新基地建設工事に使用しないよう求める意見書に賛成の立場で討論を行います。

今、趣旨説明でも述べられましたが、沖縄のその現地において遺骨収集ボランティアをしている具志堅隆松さん、いわゆる沖縄の問題だけではない。先ほどお話しあったように、二十万以上の遺骨が眠り、その中でも七万七千、沖縄を除く四十六都道府県の地方からの派遣された若者の戦死した方々の遺骨もあるのだと。だから、沖縄だけの問題でなくて全国の問題だということで、春から一千八百近い地方の議会に陳情や、あるいは要望したということで、今議会においても総務企画委員会での陳情書が陳情第七号として提出され、付託されております。

この現地は、先ほども言われたように地上戦が行われた唯一の場所であ

りまして、国定公園になっている。その国定公園を採石の予定として指定されていることに対しては、やはり沖縄の怒りがありますが、沖縄だけの問題ではなくて、遺骨は政府のものではなくて、やはり戦没者と遺族のものなのだ。勝手にそれに手をつけるのはいかがなものかと。人道上許されないという主張だと思います。私もそのように思います。

当時、戦場で亡くなったその場所の死体は、半年から一年放置されていたと言われております。その間、流れた赤い血が染み込んだ場所の土砂を、戦争で殺され、戦ったアメリカ軍が使用する基地に再度その遺骨を含んだ土砂を投入する。二度殺されていいのか。そういう問題の問いかけでありますから、七十六年の問題ではなくて、我々が生きています、今日の我々がそれを問われているのだ。戦没者が今生きる我々に対して、我々は見ているのだ。そのことを我々がきちんと応えなければならぬ。それがこの意見書だと、私はそう思います。

同僚議員の中にも、さきの大戦で戦死された方がいる方がいるのではないのでしょうか。私も父親の弟、いわゆる叔父に当たる方が二十七歳の若さで、終戦の一か月前、フィリピンでアメリカ軍と戦って命を落としている。もし生きていたならどんな人生を送ったのだろうか、悔いを残して戦死されたのではないだろうかと思えば、やはり戦没者と遺族のことを我々は考えなければならぬ。

そして先ほども言ったように、防衛省がこの国定公園を採石場として指定する。一方、厚生労働省は、この戦没者の遺骨収集の推進に関する法律で慰霊をする、収集をする。今月、十月から、特に力を入れて三年間で大きく実績を残したいと、厚生労働省の戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画にはそう書いてある。硫黄島や南方の遺骨はまだ百万柱以上のものが残っている。一日も早く遺族にかえすのが国の重要な責務であると、基本計画にはそう書いています。それを今月から強く進めようとしているとき、同じ国の機関である防衛省が全く相反することをやる。どうなっているのだろうか。そう思いませんか。

この地には、アメリカの方も一万四千人、遺骨があるとされている。これは、沖縄県の問題ではない。日本だけの問題ではない。世界的な問題だと思います。人を二回殺すことは許されない。

最後に言いたいのは、この意見書は、辺野古の新基地に賛成とも反対とも言っていないことです。基地が必要だった。地盤が弱いから土砂をたくさん必要とするのだったら、内地から持っていってもいいではないか。私はそう思います。

どうか皆さん、基地に反対でなくて、遺骨の含んだ土砂、死者に鞭打つようなことをやらないように、この意見書を国に出そうではありませんか。よろしくお願いして、私の賛成討論を終わります。ありがとうございます。

●議長（柴田正敏議員） 以上をもちまして、通告者の発言は終了いたしました。

討論は終局したものと認めます。

起立により採決いたします。本意見書案は、原案のとおり可決することに賛成の方、御起立願います。

【賛成者起立】

●議長（柴田正敏議員） 起立者少数であります。よって、意見書案第五号は否決されました。

次に、日程第三十二、決議案第一号は、委員会提出に係るものでありますので、直ちに本会議において審議いたします。

日程第三十二、決議案第一号公共事業の県内業者への優先的発注及び地元産品の優先使用を求める決議を議題といたします。

お諮りしますが、本決議案は、趣旨説明、質疑を省略することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（柴田正敏議員） 御異議ないものと認めます。

討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。本決議案は、

原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（柴田正敏議員） 御異議ないものと認めます。決議案第一号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第三十三、臨時的に設ける協議等の場設置の件を議題といたします。

お手元に配付してあります議長報告のとおり、議会活動に関する若者との意見交換に関する事項について協議又は調整を行うため、臨時的に設ける協議等の場として、議会活動に関する若者との意見交換に関する協議会の設置に関する申出があります。

お諮りします。本件は、申出のとおり設置することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（柴田正敏議員） 御異議ないものと認めます。よって、本件は、申出のとおり設置することに決定されました。

次に、日程第三十四、議員派遣の件を議題といたします。

お手元に配付してあります議長報告のとおり、議員派遣に関する依頼があります。

お諮りします。本件は、依頼のとおり派遣することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（柴田正敏議員） 御異議ないものと認めます。よって、本件は、依頼のとおり派遣することに決定されました。

以上をもちまして、九月議会の案件全部を議了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。

午後二時一分散会